

1. 介護（補償）給付の見直しを図ること

昨年度実施した「労災保険制度における介護（補償）給付に関する状況調査」の結果を踏まえた検討状況を知らせていただくとともに、可及的速やかに改善を実施していただきたい。

（答）

昨年3月31日時点で介護（補償）給付を受給されている方にご協力いただき、昨年「労災保険制度における介護（補償）給付に関する状況調査」を実施しました。

当該調査によれば、実態として、

- ・現在の最高限度額では介護費用をまかなえない方が相当数存在すること、
- ・最高限度額付近の介護費用を支出している方から、額を引き上げてほしいとの意見を相当数いただいたこと、
- ・最高限度額の設定水準が原因で、介護サービスの利用を諦める方が相当数存在すること、
- ・最低保障額について、家族介護を行っている方から額を引き上げてほしいとの意見が相当数あること

を把握しました。

最高限度額、最低保障額ともに、アンケート結果を踏まえ、現行の計算方法を見直し、金額を引き上げる方向で検討しているところです。

今後、財務省との調整や労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会での議論等を経て平成31年4月に施行できるよう、引き続き対応してまいります。

2. 併発疾病の見直し及びせき損者が死亡した場合の遺族（補償）給付の取扱いの改善を検討すること

「併発疾病の見直しを含めせき損者が死亡した場合の遺族（補償）給付の取扱いの改善を検討すること」を要望し、これまでに平成 23～28 年度に請求件数 754 件、そのうち支給 622 件（肺炎がもっとも多く、敗血症が次ぐ）、不支給 132 件等という調査結果をお聞きしました。その後の調査状況（及び最近の長期家族介護者援護金の支給状況）、また、改善検討の方針があればお聞かせいただきたい。

この際、せき損者が死亡した場合の遺族（補償）給付の取扱いについては、厚生年金において、1・2級の厚生年金を受けられる者が死亡したときには、遺族年金の支給要件が認められるのと同様の抜本的な見直しを検討されたい。

（答）

平成 29 年度のせき損者の死亡原因と労災認定における取扱いについて、調査したところ、請求件数 104 件のうち支給 80 件、不支給 24 件という結果でした。

支給した事案の内訳について、肺炎が最も多く 38 件、次いで、敗血症 24 件、尿路・性器感染症 6 件、腎不全 5 件、腎盂腎炎 4 件、膀胱がん 2 件、輸血による C 型肝炎 1 件となっており、肺炎・敗血症が多いという傾向は変わっていません。

一方、不支給となった事案は、肺がんや脳梗塞等、直接の死亡原因とせき損との間に因果関係が認められなかったものとなります。

労災保険給付は、負傷（せき損）と死亡との間に因果関係が認

められる必要がありますが、労災認定に当たっては、死亡診断書の表示のみで判断するのではなく、主治医に死亡とせき損との因果関係について調査するとともに、必要に応じて専門医に意見を求めるなど、適正な調査の上、判断することとしております。

引き続き、負傷と死亡との因果関係について適正に判断し、認定を行ってまいります。

なお、長期間要介護状態にあった重度被災労働者が業務外の事由によりお亡くなりになった場合には、社会復帰促進等事業として、介護に当たってきたご遺族に対して、生活の激変を緩和するために長期家族介護者援護金を支給しており、平成29年度の支給件数は、全体で年間29件、そのうちせき損の方は20件でした。

ご遺族の皆様は、この制度をご活用いただくよう引き続き周知に努めてまいります。

3 補装具支給制度（車椅子等）の運用について以下の改善を図ること

- ① 昨年度、介助用リフターは車椅子の使用が不可能であることを支給要件としていることから両者の併給はできないということであったが、介助用リフターは移乗用であり、移動には車椅子等が必要な実態があるので、併給を可能にされたい。
- ② 電動車椅子は基本的に大型であり（安全も考慮して）室内での使用は制限が大きく、一方で、室内のように平坦な場所では少しでも残存機能の筋力や稼働能力を維持する必要があること等から、電動車椅子・手動車椅子・介護型車椅子の併給を可能にされたい。

(答)

①について

労災保険法の義肢等補装具費支給制度における「介助用リフター」購入費用は、神経系統の機能等に著しい障害を残すため、常時介護を受ける必要がある障害状態の者に支給することを想定していることから、「車椅子」の使用が不可能な者に限って支給することとしています。

②について

義肢等補装具費支給制度では、「電動車椅子」購入費は、傷病の状態により、移動手段として「手動車椅子」の使用が不可能である者に対して支給することとしていることから、両者の併給は行っていないところです。

一方で、「電動車椅子」購入費を支給している場合であっても、「介護型車椅子」（いわゆる介護用）購入費については、必要性が認められれば併給が可能となっています。

①及び②のいずれのご要望についても、引き続き事例の収集、分析に努め、必要な見直しを検討してまいります。

4. 介助犬の利用を可能とする方策を検討すること。

身体障害者補助犬法においては盲導犬・介助犬・聴導犬が定義されているにもかかわらず、労災被害者が利用できる制度としては、労災サポートセンターが、重度の視覚障害を被った労災年金受給者に対し、(財)日本盲導犬協会と連携して無償貸与事業を行っているだけである。せき損者が介助犬を利用できる方策を検討していただきたい。

(答)

一般財団法人労災サポートセンターで行っている盲導犬の無償貸与事業は、財団の事業にご賛同いただいた方々からの賛助金を活用して行っている事業であり、国の委託事業で行っているものではありません。労災サポートセンターに対し、ご意見をいただいたことはお伝えしたいと思います。